

平成 26 年 4 月 1 日施行

平成 28 年 5 月 1 日改定

令和 5 年 11 月 28 日改定

三木市指定袋（家庭ごみ袋）の承認基準

三木市では、平成 26 年 10 月より指定ごみ袋制度を導入するに際し、次のとおり承認基準を設けています。

三木市家庭ごみの指定袋（以下「指定袋」という。）の製造等をされる事業者は、以下の内容をご理解の上、必要書類を添付して承認申請書を提出してください。

1 指定袋の主な規格等

(1) 種類

「可燃ごみ」、「資源プラスチック」用の 2 種類

(2) 容量

各 45 リットル・30 リットル・15 リットルの 3 種類

(3) 色

「可燃ごみ」用は黄色半透明

「資源プラスチック」用は無色透明

(4) 表示の印刷色

紅色(DIC 第 7 版 N-719(金色))

(5) 価格

販売価格については自由価格とする

※ 詳細については、必ず、別紙の指定袋の規格（仕様書：H28.5.1 現在版）を確認すること

2 申請対象

承認申請の対象者は、指定袋を製造、輸入、販売しようとする事業者（指定袋に家庭用品品質表示法第 3 条の規定に基づく表示をしようとするものに限る）で、承認申請に当たって本市の指定する添付書類を提出できる事業者とする。

3 承認申請の受付

(1) 受付開始

平成26年4月28日（月）から随時受付

受付時間：平日9時～11時半、12時45分～16時

(2) 受付場所

三木市市民生活部環境課（三木市清掃センター）

〒673-0402 三木市加佐1199番地

(3) 申請書類

ア 承認申請書（様式第1号）

イ 申請者が法人である場合には、定款または登記簿謄本

ウ 申請者が個人である場合には、履歴書及び住民票

エ 申請する指定袋の見本品または見本となる材質、厚さ、色合いが解るものを添付すること。

※ 承認番号が入った完成品が出来次第、流通する前に完成品（外袋に収納された状態）を提出すること。

オ 使用する顔料及びインクの成分証明書（カドミウム、鉛、水銀、ヒ素、クロム等の有害な重金属及び塩素化芳香族炭化水素等のハロゲン化合物を含まないこと。インクについてもインクメーカー等が発行する成分証明書を提出下さい。外国語の注釈表を添付して下さい。）が原本でない場合は、原本証明を行うこと。

カ 厚さ、引張強度（縦・横）及びヒートシール強度に関する証明書（材質または厚さが異なるごとに申請者及びその者に関連する組織以外の第三者の公的検査機関が発行する検査結果書を提出する。）

キ 指定袋の予定販売ルート、予定販売店及び販売予定価格一覧表（様式は問わず、可能な範囲で記入の上、提出すること。提出していただいた情報の取り扱いには十分注意します。）

(4) その他

ア (3)の必要書類等をすべて揃えたうえで申請すること。

イ 申請書類に不備がなければ、申請書を受付後1～2週間程度で承認書を発行する。

ウ 承認書を発行した場合には、申請者の住所、氏名（社名）、電話番号、承認番号等を公表する場合があることをあらかじめご了承下さい。

エ 指定袋のデザイン見本に用いられているごみの種類をイメー

ジさせるイラストは、見本とあまりかけ離れない程度（意味を成すもの）で、かつ、著作権法に抵触しないようにしてください。

4 指定袋の製造・流通

- (1) 平成26年10月1日以降、市民が指定袋を使ってのごみ出しが円滑に始められるように製造及び流通に努めること。
- (2) 三木市内全域に流通するよう、特に農村部等には小売店が少なく、全市民が購入しやすい販売ルートの構築にも努めること。

5 注意事項

- (1) 承認を受けすぐに製造するのではなく、正式に導入が決まり次第、市からの通知を受け次第製造（発注）すること。仮に導入できなかった場合、先行して製造されてもその費用の賠償はできません。
- (2) 市場に流通している商品を抜き取り、必要に応じて本市が検査する場合があります。
- (3) (2)の検査結果及び市民からの苦情等によっては、申請者に必要な措置を講じていただく場合も考えられ、その場合は市の指示に従うこと。
- (4) 承認された後でも、追加や変更が生じた場合は、改めて承認申請を行うこと。
- (5) 承認された後、申請者が不当な製品を流通させたり、妨げとなる行為を行った場合には承認の取り消しを行います（様式第3号）。
- (6) 申請者が指定袋の製造、輸入、販売を廃止しようとする場合は、必要な書類を提出すること（様式第4号）。
- (7) 本市が指定袋の規格等を変更する場合には、改めて承認申請を提出すること。

6 提出先及び問合せ先

三木市市民生活部環境課（三木市清掃センター）業務係

〒673-0402 三木市加佐1199番地

TEL：0794-83-2608 FAX：0794-83-2695

E-mail：kankyo@city.miki.lg.jp